

別添

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱新旧対照表 (案)

※ 今後、変更がありうる。

(下線部が改正部分)

新	旧
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>(同右)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(以下「新法」という。)の施行に伴う事業者に対する運営の安定化等を図る措置、<u>新法への移行等のための円滑な実施を図る措置及び福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置</u>を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するとともに、福祉・介護人材の育成・定着を支援することを目的とする。</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」(以下「運営要領」という。)に基づいて、都道府県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p style="text-align: center;">平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 障害者自立支援対策臨時特例交付金(以下「交付金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年^{厚生省}労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)(以下「新法」という。)の施行に伴う激変緩和、新たな事業に直ちには移行できない事業者の経過的な支援等新法への円滑な移行の促進を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>3 この交付金は、平成19年2月6日障発第0206004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」(以下「運営要領」という。)に基づいて、都道府県が行う基金の造成(以下「事業」という。)に必要な経費を交付の対象とする。</p>

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)から(3)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分

事業者に対する運営の安定化等を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 160 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度事業運営円滑化事業実績}}$$

$$\text{イ } 117.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}{\text{全都道府県の平成19年度通所サービス利用促進事業実績}}$$

$$\text{ウ } 22.5 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の自立支援給付費給付実績}}{\text{全都道府県の自立支援給付費給付実績}}$$

(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分

新法への移行等のための円滑な実施を図る措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

なお、平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金の執行残額がある場合は、引き続き当該措置分として充当することとし、ア及びイの算定に当たって、算定額の一部とみなし、これを控除する。

(交付額の算定方法)

4 この交付金の交付額は、次の(1)及び(2)により算定された額の合計額とする。

(1) 事業者に対する激変緩和措置分

事業者に対する激変緩和措置にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

$$\text{ア } 195 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}{\text{全都道府県の施設訓練等支援費給付実績 (通所施設及び入所施設)}}$$

$$\text{イ } 105 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}{\text{全都道府県の通所施設及び入所施設の通所分の施設数}}$$

(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分

新法への移行等のための緊急的な経過措置にかかる交付額は、次のア、イ及びウにより算定された額の合計額(ただし、円未満は切捨てるものとする。)と運営要領に定める別添の2の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 2.5億円

イ 人口割分 120億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分

福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の3の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から、寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア 定額分 1.5億円

イ 人口割分 42.5億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 養成課程割分 20億円 × $\frac{\text{当該都道府県の3福祉士養成課程数}}{\text{全都道府県の3福祉士養成課程数}}$

エ 施設等割分 8億円 × $\frac{\text{当該都道府県の在宅・施設サービス数}}{\text{全都道府県の在宅・施設サービス数}}$

オ 厚生労働大臣が必要と定めた額

(同右)

ア 定額分 5億円

イ 人口割分 235億円 × $\frac{\text{当該都道府県の人口}}{\text{全都道府県の人口}}$

ウ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
 - (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
 - (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
 - (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
 - (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
 - (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成19年2月21日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年●●月●●日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成21年●●月●●日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(同右)

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙2)
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
(2) その他参考となる書類

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙2)
- 4 添付書類
(1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
(2) その他参考となる書類

別紙1

基金造成経費所要額調査

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された 合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額)
	円	円	円	円	円
(1) 事業者に対す る運営の安定化 等を図る措置分					
(2) 新法への移行 等のための円滑 な実施を図る措 分					
(3) 福祉・介護人 材の緊急的な確 保を図る措置分					
合 計					

別紙1

基金造成経費所要額調査

区分	基金造成に要す る経費の支出予 定額 (A)	寄付金その他の 収入額 (B)	差引額 (A-B) (C)	算出された 合計額 (D)	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額)
	円	円	円	円	円
(1) 事業者に対す る激変緩和措置 分					
(2) 新法への移行 等のための緊急 的な経過措置分					
合 計					

(同右)

別紙2

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保有予定額	備考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成18年度障害者自立支援対策臨時特例交付金の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費精算書 (別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書 (別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算 (見込) 書抄本
 - (3) その他参考となる書類

別紙1

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対する運営の安定化等を図る措置分								
(2) 新法への移行等のための円滑な実施を図る措置分								
(3) 福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分								
合計								

別紙1

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要する経費の実支出額 (A) 円	寄付金その他の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較して少ない方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
(1) 事業者に対する激変緩和措置分								
(2) 新法への移行等のための緊急的な経過措置分								
合計								